

平成 26 年度

芦屋市一般廃棄物処理実施計画

芦 屋 市

一般廃棄物処理実施計画目次

I 計画の位置付け

II ごみ処理実施計画の内容

1 発生量及び処理量の見込み

【排出抑制】

2 削減目標

3 目標達成のための取り組み

【適正処理】

4 市・事業者・市民の責務

5 収集・運搬計画及び排出方法

6 中間処理計画

7 最終処分計画

添付資料

1 芦屋市環境処理センターへの産業廃棄物搬入要領

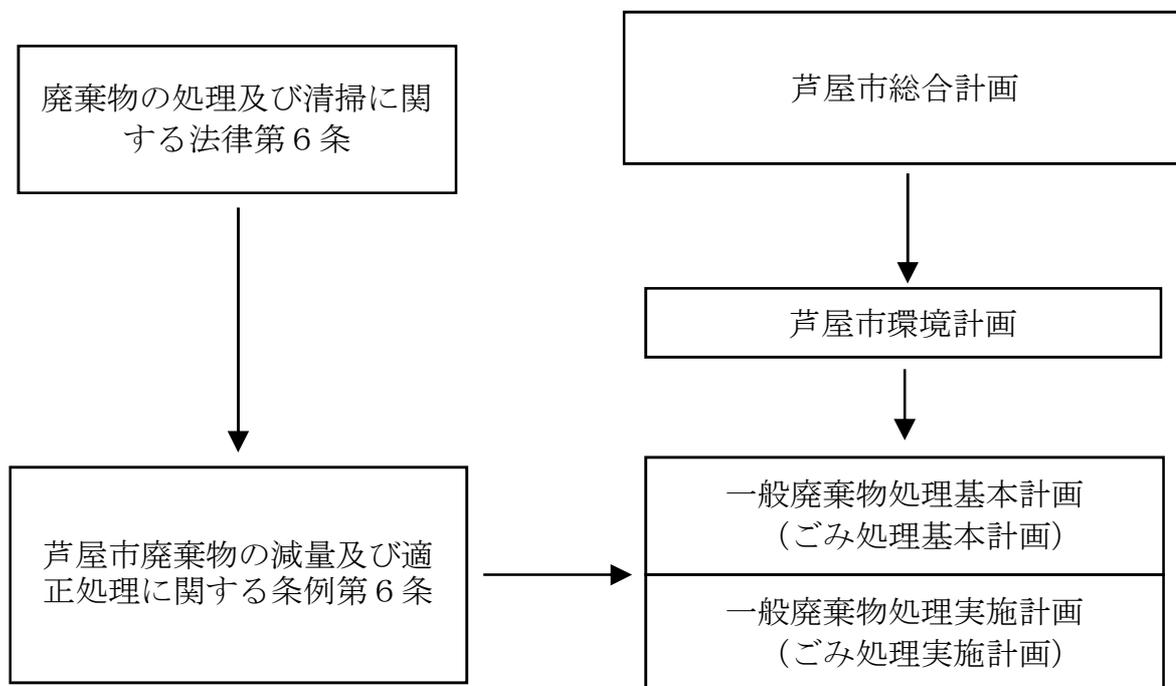
2 ごみ処理総合原価算出根拠（平成24年度）

3 芦屋市廃棄物処理実績及び推計

I 計画の位置付け

一般廃棄物処理実施計画は、市町村が計画的なごみ処理の推進を図るため、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な事項を定めている。

本計画の位置付けは、次のとおりであり、上位計画と整合を図って策定している。



II ごみ処理実施計画の内容

1 発生量及び処理量の見込み

(1) 収集区域 芦屋市全域

(2) 収集面積 18.57 k m²

(3) 収集人口

計画収集人口（ごみ） 96,659人（平成25年10月1日現在）

ア 市（直営） 56,419人

イ 委託業務 40,240人（JR以北地域及び楠町）
（燃やすごみ収集対象人口を記載）

(4) ごみ発生量（直接搬入を含む。）

（H25年度見込み）

収集（排出）区分	収集（搬出）量
計画収集（直営・委託）	21,864 t
直接搬入（許可・自己）	11,583 t
合計	33,447 t

（H25.12月末データで算出）

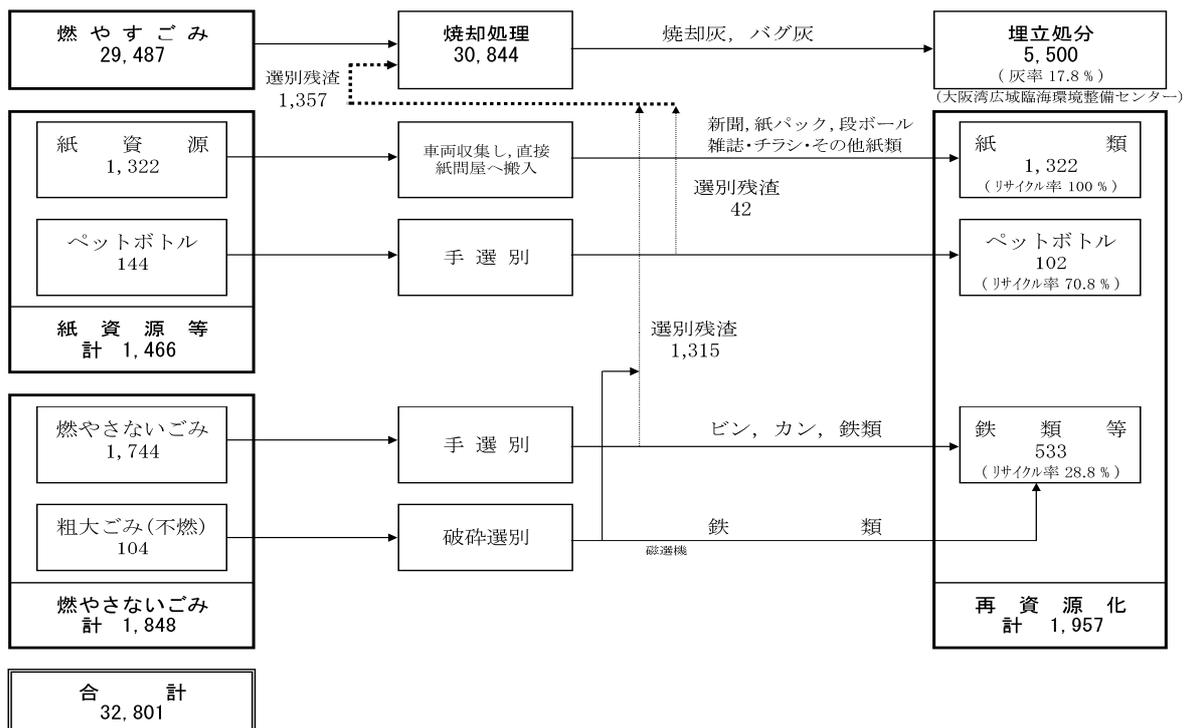
(5) 一般廃棄物の排出状況

区分	年度		H24実績	H25見込み	H26推計	
	ごみの種類					
生活系	直営	燃やすごみ	7,373 t	7,355 t	7,358 t	
		パイプラインごみ	2,731 t	3,070 t	3,071 t	
		燃やさないごみ	796 t	820 t	820 t	
		粗大ごみ	347 t	254 t	254 t	
		植木剪定ごみ及び一時多量ごみ	161 t	172 t	172 t	
		紙資源	597 t	524 t	524 t	
	計		12,005 t	12,195 t	12,199 t	
	委託	燃やすごみ	8,015 t	7,983 t	7,986 t	
		燃やさないごみ	938 t	917 t	917 t	
		紙資源	725 t	769 t	769 t	
		計	9,678 t	9,669 t	9,672 t	
	小計		21,683 t	21,864 t	21,871 t	
	直接搬入	許可	燃やすごみ	5,955 t	6,162 t	6,165 t
			燃やさないごみ	80 t	85 t	85 t
計			6,035 t	6,247 t	6,250 t	
自己		燃やすごみ(一廃)	4,598 t	4,808 t	4,810 t	
		燃やすごみ(産廃)	411 t	429 t	429 t	
		燃やさないごみ	74 t	99 t	99 t	
		計	5,083 t	5,336 t	5,338 t	
小計		11,118 t	11,583 t	11,588 t		
資源ごみ集団回収による減量					-164 t	
合計			32,801 t	33,447 t	33,295 t	

(6) ごみ処理フロー (平成24年度)

ごみ発生量に対する焼却処理量, 再資源化量等を下の図に示す。

(t)



【排出抑制】

2 削減目標

この一般廃棄物処理実施計画の上位計画として、一般廃棄物基本計画がある。本市は、基本計画の中で、ごみの減量化、再資源化計画として、環境省の循環型社会形成推進基本計画を参考に削減目標を設定している。現在の達成率は、次のとおりである。

目標項目	目標数値	(基準)	(目標)	状 況		
		H12	H27	H23	H24	H25見込み
一人一日当たりの生活系ごみ排出量 (g/人・日)	30%削減	788.2	551.0	592.7	587.0	587.4
				24.8%	25.5%	25.5%

※下段数値は削減率を表す

基本理念・基本方針に基づく目標値を達成するため、様々な観点から検証し、市民や事業者の協力の基に事業を進めていく。

3 目標達成のための取り組み

(1) 市民に対する広報・啓発活動

ア 「家庭ごみハンドブック」発行によるごみの出し方についての啓発

イ ごみ収集日カレンダーの配布

ウ 芦屋市公式ホームページでごみ全般について啓発

エ フリーマーケットの開催

芦屋市商工会と連携し、一般公募によりフリーマーケットを開催する。

オ 買い物袋（マイバッグ）持参運動の実施

平成19年に「レジ袋削減に向けたマイバッグ運動の取組みに関する協定」を本市と生活共同組合コープこうべが締結し、レジ袋削減を進めている。また、本市と芦屋市消費者協会の共催でマイバッグキャンペーンを実施している。

カ 広報あしや「環境特集号」による広報及び啓発

キ 自治会等各団体への啓発

ク リユース・フェスタの開催

粗大ごみで排出された家具・自転車等について、再利用可能品を環境処理センターにおいて修理し、市民に提供する。

今年度は、リサイクル事業の進め方を見直し、再生品数や開催回数を増やす。

ケ 市内の小・中学生を対象に募集したポスター展開催による啓発

コ 環境処理センター施設見学会の開催

サ 文字データ放送「まちナビ」で啓発

(2) 資源ごみ集団回収事業

資源ごみ集団回収を実施する団体に対し、報奨金を交付することにより、ごみ問題に関する意識の向上、資源の有効利用及びごみの減量化を図っている。

自治会、老人会、子供会、集合住宅管理組合等で組織された登録団体に対して、段ボール、新聞、雑誌、紙パック類、その他紙類、古着、カンを対象として、1kg当たり4円の報奨金を交付している。

今年度は、さらなる周知を行い登録団体数を増やし、回収量の増加を目指す。

回収実績及び推計

区分	年度		実 績				推 計
	H20	H21	H22	H23	H24	H25見込み	H26
計画収集人口(人)	94,979	95,248	95,493	96,015	96,613	96,659	96,700
登録団体数(団体)	157	156	157	161	160	164	170
1 可燃系資源ごみ(t)	4,298	4,036	4,052	4,130	3,992	4,019	4,166
発生原単位(g/人日)	124	116	116	118	113	114	118
2 不燃系資源ごみ(t)	41	44	47	48	52	58	60
発生原単位(g/人日)	1	1	1	1	1	2	2
3 = 1+2 回収量(t)	4,339	4,080	4,099	4,178	4,044	4,077	4,226

(実績人口は、10月1日現在の住民基本台帳+外国人登録人口)

(3) ごみ減量化・再資源化推進宣言店

本市では、平成5年4月から、ごみ減量化、再資源化に取り組む店舗、事業所等(主に小売店、スーパー等)を「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店」として指定し、市民、事業者、市が一体となったごみ減量化、再資源化運動の展開を図っている。

指定を受けた店舗・事業所等は、その活動内容に賛同した上で宣言の店であることを明示したステッカーを掲示し、現在46店舗が運動を行っている。各店舗からは、毎年報告していただいております。今後は、ホームページ等で各店舗の取組内容をお知らせしていく。

(4) 収集ごみの選別・リサイクル

カン・ビン・鉄くずなど、再生資源として収集したごみを選別し下記品目ごとに再資源化を行う。紙資源については、直接再資源化工場に搬入する。

今年度は、再資源化量(リサイクル率)を増加させるため、方策を検討する。

また、再生資源の持ち去りを防止するため、引き続きパトロールを行う。

【再資源化品目】

白缶、アルミ缶、シュレッダー屑、鉄スクラップ、モーター類、アルミ屑、被覆電線ステンレス屑、ペットボトル、ビン(白・茶・その他)

(5) 生ごみの排出抑制

生ごみの再利用とごみの減量化をするため、「芦屋市家庭ごみハンドブック」等に「段ボールコンポスト」を掲載し、啓発をしていく。

(6) 持ち込みごみの予約制

生活系ごみと事業系ごみの混入が無いよう適正に処理を進めるため、持ち込みごみの予約制を導入する。

(7) その他

ごみ減量化及び再資源化を推進させるため、各種啓発を行っていく。
また、啓発事業を発展させるため、取り組みを検討する。

【適正処理】

4 市・事業者・市民の責務

(1) 市の責務

- ア 市は、一般廃棄物の排出の抑制，再生資源の回収，分別収集その他の施策を通じて，一般廃棄物の減量を推進するとともに，適正な処理を図らなければならない。
- イ 市は，廃棄物の減量及び適正な処理について，市民及び事業者の啓発を行うとともに，自主的な活動の促進を図るよう努めなければならない。
- ウ 市は，一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては，処理施設の整備及び作業方法の改善を図り，能率的な運営に努めなければならない。

(2) 事業者の責務

- ア 事業者は，その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- イ 事業者は，その事業活動に伴って生じた廃棄物の減量に努めるとともに，その製品，容器等が廃棄物となった場合において，その適正な処理が困難にならないようにしなければならない。
- ウ 事業者は，過大包装を自粛するなど廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し，市の施策に協力しなければならない。

(3) 市民の責務

- 市民は，廃棄物の排出を抑制し，再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り，廃棄物を分別してごみステーションに排出すること等により，廃棄物の減量その他その適正な処理に関し，市の施策に協力しなければならない。

5 収集・運搬計画及び排出方法

一般家庭から排出される生活系ごみを「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「再生資源」、「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」及び「植木の剪定ごみ」に分別して収集する。

分別の種類としては、「燃やすごみ」、「段ボール」、「雑誌・チラシ・その他紙類」、「新聞」、「紙パック」、「ペットボトル」、「ビン」、「カン」、「その他燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」、「植木の剪定ごみ」の12分別とする。

(1) 一般廃棄物の収集・運搬

一般廃棄物の収集・運搬は、市、市からの委託業者、一般廃棄物収集運搬業者及び事業系ごみを自ら運搬する事業者が行う。ただし、芦屋浜地域全域及び南芦屋浜地域の一部については、生活系ごみのうち、燃やすごみを、廃棄物運搬用パイプライン施設で行う。

燃やすごみのうち、廃棄物運搬用パイプライン施設に適さないもの（投入口より大きいきい物、段ボール、植木類、大きな書籍等）は、月1回車両収集により行う。

ア 市又は市からの委託業務で収集運搬する一般廃棄物

市が収集・運搬する（市が委託して収集運搬する場合を含む。）廃棄物は、市の定める処理計画に適合した廃棄物で、次に掲げるものとする。

(ア) 一般家庭が排出する生活系ごみ

イ 一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬するごみ及び事業者が自ら運搬するごみ

(ア) 事業所が排出する事業系ごみ

(イ) 一般家庭が排出する生活系ごみで市の収集・運搬（市が委託して収集運搬する場合を含む。）によらないごみ

(ウ) 事業活動に伴って生じたごみ

(2) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)の対象になる機器のうち、義務外品（業者に引取りが義務付けられていないもの）については、兵庫県電機商業組合芦屋支部で引き取り、市による収集は、原則行わない。

(3) 排出方法

- ア 市民は、この計画に定めるごみの分別種類ごとに袋等に収納し、ごみステーションに搬出するなど、市が行う収集運搬業務に協力しなければならない。
- イ ごみステーションとは、原則としてそれを利用しようとする市民等が協議のうえ定めた位置を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所をいう。その位置を明示した地図は、環境処理センター（収集事業課）において、一般の閲覧に供するものとする。
- ウ 市民は、生活系ごみを排出する場合は、別表第1に定める収集曜日及び時間に排出する。また、排出する生活ごみが危険性又は毒性を有し、その他収集運搬に支障がある場合は、危険性を除去する等適切な処置を講じた後でなければ、排出してはならない。

(4) 芦屋市さわやか収集

自らごみステーションに家庭ごみ等を排出することが困難であり、かつ、親族等による協力を得ることができない高齢者又は障がい者で一定の条件に該当する者を対象に、燃やすごみ、段ボール、雑誌・チラシ・その他紙類、新聞紙、紙パック、ペットボトル、ビン、カン、その他燃やさないごみ及び粗大ごみを自宅の玄関先等で収集する。また、希望する者に対して安否確認を行うことにより、高齢者又は障がい者の生活環境に支障が生じないよう支援する。

収集区分・回数・方法及び廃棄物搬入先

ごみの種類と収集回数		収集地域	収集区分	収集方法	搬入先
燃やすごみ	週 2 回	J R以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北, 芦屋浜(高浜町10～20番), 陽光町8番20号, 南浜町10～19番, 涼風町)	市 直 営	ステーション方式	芦屋市環境処理センター
	週 2 回	J R以北, 楠町	委 託		
	随 時	芦屋浜(新浜町, 浜風町, 高浜町1～9番, 若葉町, 緑町, 潮見町), 南芦屋浜(陽光町1～7番, 海洋町1～7番, 南浜町1～9番)	市 直 営	パイプライン輸送	
	月 1 回 (パイプライン投入口等に投入できない物)	芦屋浜(新浜町, 浜風町, 緑町, 潮見町) 南芦屋浜(陽光町8番20号)	市 直 営	ステーション方式	
	芦屋浜(高浜町1～9番, 若葉町), 南芦屋浜(陽光町1～7番, 海洋町1～7番, 南浜町1～9番)	委 託			
燃やさないごみ	週 2 回	第 2・4 週	J R以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市 直 営	ステーション方式
			J R以北, 楠町	委 託	
			芦屋浜(新浜町, 浜風町, 高浜町10～20番, 緑町, 潮見町), 南芦屋浜(陽光町8番20号, 南浜町10～19番・涼風町)	市 直 営	
			芦屋浜(高浜町1～9番, 若葉町), 南芦屋浜(陽光町1～7番, 海洋町1～7番, 南浜町1～9番)	委 託	
再生資源等	カ ン 類	第 3 週	J R以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市 直 営	ステーション方式
			J R以北, 楠町	委 託	
			芦屋浜(新浜町, 浜風町, 高浜町10～20番, 緑町, 潮見町), 南芦屋浜(陽光町8番20号, 南浜町10～19番, 涼風町)	市 直 営	
			芦屋浜(高浜町7番(一部)), 南芦屋浜(陽光町1～7番, 海洋町1～7番, 南浜町1～9番)	委 託	
		毎 週	芦屋浜(高浜町1～9番, 若葉町)	委 託	
	ビ ン 類	第 1・5 週	J R以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市 直 営	ステーション方式
			J R以北, 楠町	委 託	
			芦屋浜(新浜町, 浜風町, 高浜町10～20番, 緑町, 潮見町), 南芦屋浜(陽光町8番20号・南浜町10～19番・涼風町)	市 直 営	
			芦屋浜(高浜町7番(一部)), 南芦屋浜(陽光町1～7番, 南浜町1～9番, 海洋町1～7番)	委 託	
		随 時	芦屋浜(浜風町, 高浜町1～9番, 若葉町, 緑町)	委 託	
	ペットボトル	第 3 週	全市域(高浜町1～9番, 若葉町を除く)	J R以北(楠町を含む), 芦屋浜(高浜町1～9番, 若葉町), 南芦屋浜(陽光町1～7番, 南浜町1～9番)は委託	ステーション方式
		第 1・3・4・5 週	高浜町1～9番, 若葉町		
段ボール		第 1・5 週	全市域	J R以南(楠町を除く), 芦屋浜(高浜町10～20番, 浜風町, 新浜町, 緑町, 潮見町), 南芦屋浜(陽光町8～20番, 南浜町10～19番, 涼風町)は市直営	ステーション方式
雑誌・チラシ等		第 2 週	全市域		ステーション方式
新聞紙・紙バック		第 4 週	全市域		ステーション方式
粗大ごみ	有料申込制	全市域	市 直 営	個別収集	芦屋市環境処理センター
一時多量ごみ					
植木の剪定ごみ					
事業所が排出するごみ	随 時	全市域	一般廃棄物収集運搬業者	個別収集	
市の収集方法によらない一般家庭排出ごみ					

別表第1

収集曜日及び時間

	町名	燃やすごみ	再生資源等												
			燃やさないごみ		缶		瓶		段ボール		雑誌・チラシ・その他紙類	ペットボトル	新聞紙・紙パック		
			その他												
あ	朝日ヶ丘町	火・金	第2・4週 木	第3週 木	第1・5週 木	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
い	岩園町	火・金	第2・4週 金	第3週 金	第1・5週 金	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	伊勢町	月・木	第2・4週 金	第3週 金	第1・5週 金	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
う	打出小楯町	火・金	第2・4週 月	第3週 月	第1・5週 月	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	打出町	火・金	第2・4週 月	第3週 月	第1・5週 月	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
お	奥池町	月・木	第2・4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	奥池南町	月・木	第2・4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	奥山	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・5週 火	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	大原町	月・木	第2・4週 金	第3週 金	第1・5週 金	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	大樹町	月・木	第2・4週 木	第3週 木	第1・5週 木	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
か	上宮川町	火・金	第2・4週 木	第3週 木	第1・5週 木	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	春日町	火・金	第2・4週 月	第3週 月	第1・5週 月	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	川西町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・5週 火	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	海洋町	第2週 木	第2・4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
き	公光町	月・木	第2・4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	楠町	火・金	第2・4週 木	第3週 木	第1・5週 木	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
さ	呉川町	月・木	第2・4週 金	第3週 金	第1・5週 金	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	三条町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・5週 火	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
し	三条南町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・5週 火	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	親王塚町	火・金	第2・4週 金	第3週 金	第1・5週 金	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	清水町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・5週 火	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	潮見町	第2週 木	第2・4週 木	第3週 木	第1・5週 木	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	涼風町	火・金	第2・4週 木	第3週 木	第1・5週 木	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
せ	精道町	月・木	第2・4週 月	第3週 月	第1・5週 月	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
た	花園町	月・木	第2・4週 金	第3週 金	第1・5週 金	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	高浜町1～9番	第2週 木	第2・4週 月	毎週 月	コンテナ	第1・5週 水	第2週 水	第1・3・4・5週 木	第4週 水						
	高浜町10～20番	火・金	第2・4週 月	第3週 月	第1・5週 月	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	大東町	火・金	第2・4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
ち	茶屋之町	月・木	第2・4週 木	第3週 木	第1・5週 木	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	月若町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・5週 火	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
な	津知町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・5週 火	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	業平町	火・金	第2・4週 木	第3週 木	第1・5週 木	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	南宮町	火・金	第2・4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
に	西山町	月・木	第2・4週 月	第3週 月	第1・5週 月	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	西芦屋町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・5週 火	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	西蔵町	火・金	第2・4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	新浜町	第2週 木	第2・4週 金	第3週 金	第1・5週 金	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
は	浜町	火・金	第2・4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	浜芦屋町	月・木	第2・4週 金	第3週 金	第1・5週 金	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	浜風町コンテナ設置場所	第2週 木	第2・4週 金	第3週 金	コンテナ	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	浜風町	第2週 木	第2・4週 金	第3週 金	第1・5週 金	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
ひ	東芦屋町	月・木	第2・4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	東山町	月・木	第2・4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	平田北町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・5週 火	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
ふ	平田町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・5週 火	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	船戸町	月・木	第2・4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
ま	松ノ内町	月・木	第2・4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	前田町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・5週 火	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	松浜町	月・木	第2・4週 金	第3週 金	第1・5週 金	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
み	翠ヶ丘町	火・金	第2・4週 月	第3週 月	第1・5週 月	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	南浜町1～9番	第2週 木	第2・4週 木	第3週 木	第1・5週 木	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	南浜町10～19番	火・金	第2・4週 木	第3週 木	第1・5週 木	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	宮塚町	月・木	第2・4週 木	第3週 木	第1・5週 木	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	宮川町	月・木	第2・4週 月	第3週 月	第1・5週 月	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
や	緑町コンテナ設置場所	第2週 木	第2・4週 水	第3週 水	コンテナ	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	緑町	第2週 木	第2・4週 木	第3週 木	第1・5週 木	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	山手町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・5週 火	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
よ	山芦屋町	月・木	第2・4週 月	第3週 月	第1・5週 月	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	陽光町(ハイブライン地域)	第2週 木	第2・4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
ろ	陽光町(ハイブライン以外の地域)	火・金・第2週 木	第2・4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	六龍荘町	火・金	第2・4週 金	第3週 金	第1・5週 金	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
わ	若宮町	火・金	第2・4週 月	第3週 月	第1・5週 月	第1・5週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水						
	若葉町	第2週 木	第2・4週 火	毎週 火	コンテナ	第1・5週 水	第2週 水	第1・3・4・5週 木	第4週 水						

111

燃やすごみ

(月・木地域と火・金地域)
午前8時30分までに出す。

燃やさないごみ

(市内を月～金曜に分けて収集)
午後0時30分までに出す。

第2・4週 その他
燃やさないごみ

再生資源(紙類)

(市内を月～金曜に分けて収集)
午後0時30分までに出す。

第1週 段ボール
第2週 雑誌・チラシ等
その他紙類
第3週 ペットボトル
第4週 新聞・紙パック
第5週 段ボール

再生資源(缶・瓶)

(市内を月～金曜に分けて収集)
午後0時30分までに出す。

第1週 ビン
第3週 カン
第5週 ビン

粗大ごみ

申込み・予約制
電話 22-2166
月曜日～金曜日の午前9時～午後4時まで
(昼12時～12時45分を除く)

植木・剪定ごみ
一時多量ごみ

申込み・予約制
電話 22-2155
月曜日～金曜日の午前9時～午後4時まで
(昼12時～12時45分を除く)

6 中間処理計画

(1) 一般廃棄物（一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を含む。）の中間処理は、市が行う。

ア ごみ及び粗大ごみの処理

(ア) 焼却

計画収集ごみ（パイプライン収集ごみを含む。）及び事業所が搬入する燃やすごみは、環境処理センターにおいて焼却する。

(イ) 破砕処理

可燃性粗大ごみは、環境処理センターにおいて破砕し、焼却する。

(ウ) 有価物選別業務

燃やさないごみ及び不燃性粗大ごみは、有価物を選別し再資源化をする。

イ 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（「芦屋市環境処理センターへの産業廃棄物搬入要領」参照）

一般廃棄物と併せて焼却処理する産業廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

(ア) 紙くず

(イ) 木くず

(ウ) 繊維くず

(エ) その他市長が必要と認めたもの

ウ 特定家庭用機器再商品化法による家電4品目〔エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機〕

買換え時の下取りをする家電以外でも兵庫県電気商業組合芦屋支部が引き取る「兵庫方式」で処理をする。

エ 在宅医療廃棄物

(ア) 注射針等の鋭利な物

医療関係者、患者又は家族が医療機関に持込み、感染性廃棄物として処理する。

(イ) その他の非鋭利な物

市が一般廃棄物として処理をする。

オ アスベスト含有廃棄物

特別管理廃棄物のため、環境処理センターでは、処理ができないため、排出者が専門の業者に依頼し、取外し、運搬、処理をする。

(2) 中間処理施設

ア 名称 芦屋市環境処理センター

イ 所在地 芦屋市浜風町31-1

ウ 処理設備 焼却炉・破砕機・不燃物圧縮機・切断機

焼却炉	型式	全連続燃焼式焼却炉
	処理能力	230 t / 24 h (115 t / 24 h × 2基)
破砕機	可燃性型式	二軸剪断式破砕機 NS-552SK
	粗大ごみ用処理能力	10 t / 5 h 破砕寸法 200mm以下
	不燃性型式	二軸剪断式破砕機 NS-452S
	粗大ごみ用処理能力	5~8 t / h
圧縮機	型式	カンスクイザーKC10-D3
	処理能力	10 t / 8 h
切断機	型式	アリゲータ式
	切断能力	刃先 13 t 刃元 74 t

(3) 中間処理の内訳

(H26年度推計)

中間処理量 (t)	内 訳	
	焼却量 (t)	資源化量 (t)
33,295	31,041	2,254

7 最終処分計画

一般廃棄物の最終処分は、埋立処分による。

(1) 埋立処分の対象

焼却灰, ばいじん処理物

(2) 最終処分地の概要

種 類	概 要
焼却灰, ばいじん処理物	
委託先	大阪湾広域臨海環境整備センター
搬入基地及び所在地	尼崎基地 (尼崎市平左衛門町)
埋立処分場	神戸沖埋立処分場
埋立方法	海面埋立方式 (管理型)

芦屋市環境処理センターへの産業廃棄物搬入要領

1 搬入できる産業廃棄物の種類

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず
- (4) その他市長が必要と認めたもの

2 搬入時の遵守事項（次のことは、固く守ってください。）

- (1) 搬入する産業廃棄物は、自らの事業活動に伴って生じたもので、自らが運搬するもののほか、事業者が運搬を他人に委託する場合には、県知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に委託してください。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項）

- (2) 搬入できる「木くず」は、長さ50cm、直径10cm以下のものとします。
- (3) 産業廃棄物を搬入するときは、他の一般廃棄物と混載しないでください。
- (4) 産業廃棄物の搬入許可を受けた者が一般廃棄物を搬入するときは、あらかじめ計量するまでに係員に申し出てください。
- (5) 係員の指示に従わないときは、搬入を許可しないことがある。

ごみ処理総合原価算出根拠 (平成24年度)

(円)

原価要素	区分	収集部門					中間処理部門				最終処理部門		合計	構成比	
		車両収集	真空収集	委託収集	計	構成比	資源化	焼却	計	構成比	最終処理	構成比			
人件費	報酬	①			0	0.00%	80,700		80,700	0.01%			80,700	0.00%	
	給料	②	133,355,190	3,877,300	137,232,490	20.55%	26,836,814	10,094,010	36,930,824	4.00%			174,163,314	10.64%	
	諸手当	③	111,544,161	2,656,033	114,200,194	17.10%	20,157,788	9,840,725	29,998,513	3.25%			144,198,707	8.81%	
	共済費	④	44,289,399	1,098,701	45,388,100	6.80%	8,756,332	3,386,373	12,142,705	1.31%			57,530,805	3.51%	
	賃金	⑤	7,833,505		7,833,505	1.17%		2,101,743	2,101,743	0.23%			9,935,248	0.61%	
	報償費	⑥			0	0.00%	16,303,417	8,100	16,311,517	1.77%			16,311,517	1.00%	
	普通旅費	⑦	36,480	2,660	39,140	0.01%	36,190	11,250	47,440	0.01%			86,580	0.01%	
	特別旅費	⑧		104,200	104,200	0.02%			0	0.00%			104,200	0.01%	
	費用弁償				0	0.00%	8,140		8,140	0.00%			8,140	0.00%	
計(A)		297,058,735	7,738,894		304,797,629	45.64%	72,179,381	25,442,201	97,621,582	10.57%			402,419,211	24.58%	
所経費	需用費	⑨	19,538,981	42,845,162		62,384,143	9.34%	6,946,902	145,286,324	152,233,226	16.48%		0.00%	214,617,369	13.11%
	役務費	⑩	804,457			804,457	0.12%	1,819,515	955,406	2,774,921	0.30%	4,273,500	9.37%	7,852,878	0.48%
	委託料	⑪	6,472,799	76,734,000	123,552,450	206,759,249	30.96%	31,540,990	304,202,850	335,743,840	36.35%	41,327,500	90.61%	583,830,589	35.66%
	使用料及び賃借料	⑫	185,257			185,257	0.03%		231,221	231,221	0.03%		0.00%	416,478	0.03%
	工事請負費	⑬		76,241,550		76,241,550	11.42%	2,920,050	331,361,625	334,281,675	36.19%		0.00%	410,523,225	25.08%
	備品購入費	⑭	16,421,127			16,421,127	2.46%	30,030	124,950	154,980	0.02%		0.00%	16,576,107	1.01%
	負担金補助・交付金	⑮		50,000		50,000	0.01%	23,000	187,100	210,100	0.02%	10,000	0.02%	270,100	0.02%
	公課費	⑯	229,600			229,600	0.03%		352,800	352,800	0.04%		0.00%	582,400	0.04%
	計(B)		43,652,221	195,870,712	123,552,450	363,075,383	54.36%	43,280,487	782,702,276	825,982,763	89.43%	45,611,000	100.00%	1,234,669,146	75.42%
部門別経費(A)+(B)		340,710,956	203,609,606	123,552,450	667,873,012	100.00%	115,459,868	808,144,477	923,604,345	100.00%	45,611,000	100.00%	1,637,088,357	100.00%	
処理量(t)	⑰	9,274	2,731	9,678	21,683		6,036	30,844	36,880		5,500		36,845		
		A経費	B経費				C処理量						D処理量		
単位当り直接原価(円/t)	⑱	36,738	74,554	12,766	30,801		19,128	26,201	25,043		8,292		44,431		
【参考】 (改修工事除く)								16,799	17,180				36,561		
1人当り直接原価/年	⑲	8,477	12,521	3,076	6,912		1,195	8,364	9,559		472		16,944		
1世帯当り直接原価/年	⑳	18,590	28,247	6,868	15,344		2,652	18,567	21,220		1,047		37,613		
人口		40,190	16,261	40,162	96,613		96,613	96,613	96,613		96,613		96,613		
世帯		18,327	7,208	17,989	43,524		43,524	43,524	43,524		43,524		43,524		

人口、世帯数は、平成24年10月1日現在
(収集人口の割り振りは、7月1日人口割合で按分しています。)

- A 経費 : 需用費 19,538,981円 = 需用費(14,432,723円) + 水道料(5,106,258円, 5,505m³)
- B 経費 : 需用費 42,845,162円 = 需用費(12,200,776円) + パイプライン センター電気(30,644,386円)
- C 処理量 : 処理量 6,036t = ペットボトル(144t) + 燃やさないごみ(1,848t) + 資源ごみ集団回収量(4,044t)
- D 処理量 : 処理量 36,845t = 総ごみ発生量(32,801t) + 資源ごみ集団回収量(4,044t)

芦屋市廃棄物処理実績及び推計

(t)

区 分	年 度		実 績				推 計	
	H20	H21	H22	H23	H24	H25見込み	H26	
行政区域人口	94,979	95,248	95,493	96,015	96,613	96,659	96,700	
計画処理人口	94,979	95,248	95,493	96,015	96,613	96,659	96,700	
自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	
排出前資源化量 (集団回収量)	4,339	4,080	4,099	4,178	4,044	4,077	4,226	
計画収集	各種ごみ	12,290	11,892	11,628	11,510	11,497	11,769	
	粗大ごみ	284	335	372	385	347	254	
	植木剪定, 一時多量ごみ	185	218	169	197	161	172	
	1 直 営 計	12,759	12,445	12,169	12,092	12,005	12,195	
	各種ごみ	10,040	9,668	9,522	9,742	9,678	9,669	
	粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	
	2 委 託 計	10,040	9,668	9,522	9,742	9,678	9,669	
3 計 画 収 集 量 小 計	22,799	22,113	21,691	21,834	21,683	21,864		
同上発生原 単位 g / 人・日	658	636	621	623	615	620	613	
直接搬入	4 許 可	6,328	6,079	6,096	6,035	6,035	6,247	
	5 自 己 搬 入	5,033	5,400	4,753	4,824	4,672	4,907	
	6 産 業 廃 棄 物	0	0	379	258	411	429	
発 生 量 総 量 = 3 + 4 + 5 + 6	34,160	33,592	32,919	32,951	32,801	33,447	33,295	
中間処理	焼 却	t / 日	86	86	85	85	85	85
	t / 年	31,534	31,419	31,016	30,976	30,844	31,183	31,041
	資 源 化 量	2,626	2,173	1,902	1,977	1,957	2,264	2,254
焼 却 灰	5,512	5,576	5,374	5,233	5,500	5,699	5,673	
最 終 埋 立 量	5,512	5,576	5,374	5,233	5,500	5,699	5,673	

※ 行政区域人口は、10月1日現在の推計人口
 排出前資源化量は、集団回収により回収された資源量
 産業廃棄物量については、平成22年度実績値から計上する。